

# 命令表現における文末音調の記述 —愛媛県松山市方言を事例に—

久保博雅  
(広島経済大学 非常勤講師)

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 1.はじめに

- 危機言語保存の活動は、2009年にUNESCOがアイヌ語、八丈語、奄美・琉球諸語を「消滅危機言語」に指定して以降、特に盛んに行われるようになったが、その動きは近年本土方言にも広がっている。
- 発表者は愛媛県松山市をフィールドに方言の記述研究を行なっている。
- 本発表では特に命令表現における文末音調について取り上げ、現時点での研究状況を報告すると同時に、今後の記述の方針について、広く意見を頂戴したい。

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 2.松山市方言について

- 愛媛県は3つの地域に分割され、東から東予、中予、南予と呼ばれる。東予方言と中予方言は東中予方言とまとめられることが多く、南予方言は大洲方言と宇和方言に下位区分される。また、南予地域のうち宇和島市と愛南町、高知県の足摺岬周辺の6市町村を加えた地域を渭南地域と呼び、個別に区画される。愛媛県本土諸方言とは別に、島嶼部方言も別に区画される。
- 松山市方言は中予方言に属する。
- 伝統的には京阪式アクセント。西日本諸方言に共通する文法的特徴（故ピュラのジャ・ヤ、否定辞ンなど）を有する他、原因・理由の「ケン」、継続のAspect「ヨル／トル」などの特徴が挙げられる。

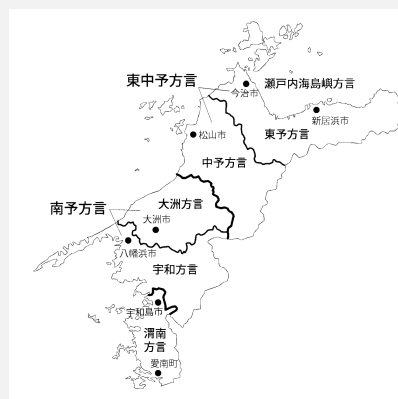


図1 愛媛県の方言区画（宮岡2022より引用）

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 3.命令表現の先行研究

- 「発話機能」の観点からの記述  
発話機能＝「話者がある発話を行う際に、その発話が聴者に対して果たす対人的機能を概念化したもの」（山岡2008）
- その行為の「拘束力の強弱」と「その行為が聞き手の利益になるか否か」の2つの基準を用いて分類することができる。一般的な《命令》に加え、《依頼》や《勧め》も命令表現に含まれる（高木2009など）

表1 命令表現の分類（高木2009に基づき一部改変）

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	《命令》	《聞き手利益命令》
拘束力・弱	《依頼》	《勧め》

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

### 3. 命令表現の先行研究

- 発話行為と発話場面の関係（高木2009:109-110）  
命令表現にどの形式を用いるかの決定要因の一つ。高木は以下の4つを想定。
- 「指示」：単なる行為の指示。  
(1) 気分転換に、散歩でも【行け／行けよ↓／#行けよ↑】。
- 「現場指示」：その行為が実行されるべきタイミングを示すもの。  
(2) 今だ、【行け／#行けよ↓／#行けよ↑】！
- 「違反矯正」：すでに実行されているべき行為が実行されていないという違反を正そうとするもの。  
(3) 何をやってるんだ、早く【行け／行けよ↓／#行けよ↑】！
- 「確認的指示」：将来的に実行されるべき行為について念を押すかたちで指示するもの。  
(4) 明日は間に合うように【#行け／#行けよ↓／行けよ↑】

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

### 3. 命令表現の先行研究

- 方言における命令表現の発話機能と運用の研究においては、牧野（2008）が示した、話し手と聞き手の親疎関係（家族，非常に親しいソト、少し親しいソト）・上下関係を用いた枠組みが広く用いられている。

表2 想定される聞き手の枠組み（牧野2008に基づき一部改変）

家族（＝ウチ）			非常に親しいソト		少し親しいソト	
下位へ	同等	上位へ	下位へ	同等	下位へ	同等
親疎関係：親					親疎関係：疎	

- この枠組みは、牧野による大阪方言を始め、兵庫県神戸市方言（酒井2012）、滋賀県栗東市方言、福岡市方言、静岡県湖西市方言（以上3方言、森・平塚・中村2012）高知県四万十市西土佐大宮方言（酒井2013）、京都府福知山市方言（福居2014）、山梨県西部方言（相川2021）など、様々な方言で広く用いられている。

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 4. 記述の枠組み

- 本研究における記述は、**命令表現の発話機能の4分類**に基づいて行う。
- 加えて、想定される聞き手について牧野（2008）の**話し手と聞き手の親疎関係・上下関係を用いた枠組み**を踏襲して行う（家族の同等は家族の下位と同様になることが予想されるため省略）。
- さらに、「発話行為と発話場面の関係」で示された4つの観点（**指示、現場指示、違反矯正、確認的指示**）を用いて形式や音調の使い分けを記述する。本研究ではこれらを「発話場面」と呼び、[ ]で示す。
- ただし想定される場面は4つに限らないため、本研究では適宜、発話場面にプラスされる条件を示す。例えば、《依頼》において、ニュートラルな依頼ではなく必死に頼み込むようなニュアンスが付加される場合は、[指示+必死さ]のように示す。

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 5. 話者

- 話者A 発表者。男性。1991年生。2010年まで松山市に、以降は県外に居住。
- 話者B 男性。1994年生。外住歴無し。
- 話者C 女性。2000年生。2018年まで松山市に、以降は県外に居住。

秋山（2016）は松山市方言における若年層のアクセントの標準語化を指摘しているが、本発表における話者3名はいずれも伝統的な京阪式アクセントを概ね保持している。

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 6.松山市方言における命令表現

- 松山市方言における主要な命令表現は以下の6つ。

- |  |           |
|--|-----------|
| (5) イソイドンジャケン ハヨ <b>カエ</b> 。<br>(急いでいるのだから早く買え。) | 【命令形命令】   |
| (6) ハヨ ムコー <b>イキ</b> 。(早く向こうへ行け。)                | 【連用形命令】   |
| (7) コノ カミニ <b>オカキ</b> 。(この紙に書きなさい。)              | 【オ+連用形命令】 |
| (8) アシタ ロクジニ <b>オコシテ</b> 。<br>(明日6時に起こして。)       | 【テ形命令】    |
| (9) ハヨ <b>ベンキョーセンカ</b> 。(早く勉強しなさい。)              | 【ンカ形命令】   |
| (10) ヤリタインヤロ。 <b>ヤランケン</b> 。<br>(やりたいんでしょ。やったら。) | 【ンケン形命令】  |

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 7.命令表現の音調と発話機能の関係

- 終助詞が後接しない場合における、各形式がとり得る音調を網羅的に記述。
- 文末音調は、上昇を伴う「**上昇音調**」、積極的に下降する「**下降音調**」、特別な音調を伴わない「**無標音調**」の3パターンを認める。

表3 各形式がとり得る音調

有様・態様	有様型		無様型	
	行く	戻る	行く	戻る
命令形	[イ]ク(-), [イ]ク(-)(下降)	[ネ]-	-	
連用形	-		[イキ(-), イ[キ](-)(上昇), イ[キ]- ~イキ(-)(下降)	[ネ(-), [ネ](-)(上昇), [ネ]-(-)(下降)
オ+連用形	-		[オイキ(-), オイ[キ(-), オイ[キ](-)(上昇), [オイキ]- ~オイ[キ]-(-)(下降)	オ[ネ(-), オ[ネ](-)(上昇), オ[ネ]-(-)(下降)
テ形	-		[イッテ, イッ[テ](-)(上昇)	[ネテ, ネ[テ](-)(上昇)
ンカ形	[イカン]カ ~[イカ]ンカ	[ネン]カ ~[ネ]ンカ	[イカン]カ, [イカン]カ(-)(下降), イカン[カ](-)(下降)	[ネン]カ, [ネン]カ(-)(下降), ネン[カ](-)(下降)
ンケン形	[イカン]ケン ~[イカ]ンケン, イカン[ケ]ン	[ネン]ケン ~[ネ]ンケン, ネン[ケ]ン	-	

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 7. 命令表現の音調と発話機能の関係

- 各形式がとり得る文末音調について、まとめると以下のようになる。

表4 終助詞が後接しない場合の命令表現の音調

アクセント核	有核型			無核型		
	無標音調	上昇	下降	無標音調	上昇	下降
命令形	○	—	○	—	—	—
連用形	—	—	—	○	○	○
オ+連用形	—	—	—	○	○	○
テ形	—	—	—	○	○	—
ンカ形	○	—	—	○	—	○
ンケン形	○	—	—	—	—	—

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 7. 命令表現の音調と発話機能の関係

①上昇音調は「反応伺い」の場面で、下降音調は「違反矯正」の場面で用いられ、いずれも形式を超えて共通する。

- (11) [雨の中外にいる子に] [ヌレロ]ガ。 ハヨ [コ]ツチ **ハイ**[リ]—。  
 (濡れるだろうが。早くこっちに入りなさい。) [指示+反応伺い]  
 【連用形無核型+上昇】
- (12) [雨の中外にいる子に] [ヌレロ]ガ。 ハヨ [コ]ツチ **オハイ**[リ]—。  
 (濡れるだろうが。早くこっちに入りなさい。) [指示+反応伺い]  
 【オ+連用形無核型+上昇】
- (13) [子が親に甘えた様子で] [アシタ ]ロ[ク]ジニ **オコシ**[テ]—。  
 (明日6時に起こして。) [指示+反応伺い] 【テ形無核型+上昇】

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 7. 命令表現の音調と発話機能の関係

①上昇音調は「反応伺い」の場面で、下降音調は〔違反矯正〕の場面で用いられ、いずれも形式を超えて共通する。

- (14) [一度「早く買え」と言ったにも関わらずなおも買うものを決められない友人に]  
[モー エ]ーケン ハヨ **[カ]エー**。(もういいから早く買え。) [違反矯正]  
【命令形有核型+下降】
- (15) [食事中に子どもがテレビを消さないため、父親が怒って]  
[テレビ **ケ[シ]ー**。(テレビを消せ。) [違反矯正] 【連用形無核型+下降】
- (16) [なかなか嫌がらせをやめようとしめない同級生に] ]エーカゲン[ニ **オヤ[メ]ー**。  
(いい加減にやめろ。) [違反矯正] 【オ+連用形無核型+下降】
- (17) [急いでいると何度も伝えているのに、店で買うものをなかなか決めない友人に]  
]ハヨ **[カワンカ]ー**。(早く買え。) [違反矯正] 【ンカ形無核型+下降】

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 7. 命令表現の音調と発話機能の関係

②無標調では各形式で異なる発話機能を有するが、伴う音調によって特定の共通した発話機能や使用場面に限定される（以下、連用形+無標音調の例）。

無標音調では《命令》《聞き手利益命令》《勧め》の機能を担い、使用場面も様々。

- (18) [起きてきた子供に] ]カオ[デ]モ **[アライ]**。(顔でも洗いなさい。)   
【命令】 [指示]
- (19) [なかなか嫌がらせをやめようとしめない同級生に]  
]エーカゲン[ニ] **ヤ[メ]**。(いい加減にやめろ。) 《命令》 [違反矯正]
- (20) [バス [キテシモ]ータガ。 [マ]ダ [マニア]ウケン ハヨ **[イキ]**。  
(バスが来てしまった。まだ間に合うから早く行け。) 《聞き手利益命令》 [現場指示]
- (21) [子に親が] ]フ]ロニデモ **[ハイ]リ**。(風呂にでも入りなさい。) 《勧め》 [指示]

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 8.終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

本発表では発表時間の都合上、連用形命令に後接する「ヨ」が伴う文末音調について報告する。

大阪方言における命令表現に後接する終助詞「ヤ」「ナ」を記述した牧野（2009）は、命令表現に後接する終助詞のはたらきについて、「ヤ」は発話機能を《命令》寄りに、「ナ」は発話機能を《依頼》《勧め》寄りに調整することを述べている。

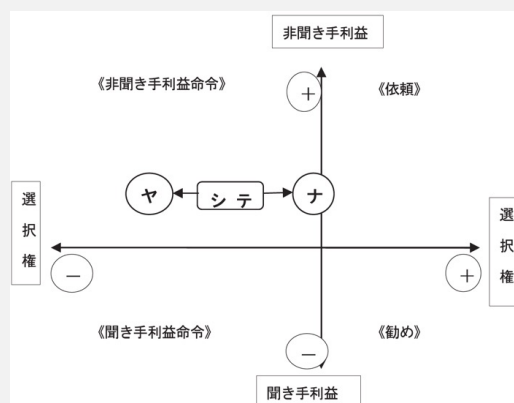


図2 大阪方言におけるシテヤとシテナの発話機能（牧野2009:99より引用）

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 8.終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

想定される文末音調：

順接音調、低接音調、順接疑問上昇音調、低接疑問上昇音調、強調上昇音調、下降音調

順接音調：前形式と一体となりそのアクセントを実現する形で接続する。前形式のアクセントが有核の場合は、低接と区別できない。（[行キヨ/]書[キヨ]）

低接音調：前拍が高拍であれば低く、低拍であればそれを受けてそのまま接続する。前形式のアクセントが有核型の場合、順接と区別できない。（[行キ]ヨ/]書[キ]ヨ）

強調上昇音調：直前拍が高拍でも、それにさらに高くつく。直前拍が低拍なら高くつく。長音化されないのが普通。（[行キ[ヨ/]書キ[ヨ]）

（郡1990：5,15より一部改変して引用）

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」



## 8.終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

順接疑問上昇音調：前形式と一体となってアクセントを実現させたのち、終助詞の拍内で上昇する。（[行キヨ[-/]書キヨ[-]）

低接疑問上昇音調：前拍が高拍であれば低く、低拍であればそれを受けてそのまま接続し、終助詞の拍内で上昇する。（[行キヨ[-/]書[キ]ヨ[-]）

下降音調：自然下降と異なり、積極的な下降を実現する。

2パターン存在し、動詞活用形が長音化して下降したものに終助詞が後接する音調と、長音化せずに終助詞が後接して下降する音調がある。これらも用法から区別できるため、下降音調の下位分類とする。（[行キーヨ/]書[キー]ヨ、[行キヨ]-/]書[キヨ]-）

## 8.終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

- 連用形+ヨ+順接音調

発話機能：《命令》《聞き手利益命令》《勧め》

いずれも[指示]の場面で使用され、《命令》《聞き手利益命令》は[現場指示]の場面でも用いる。

《命令》：行為の実行をより促すニュアンスを帯び、拘束力は多少強まる。

(22) [朝起きてきた子供に] [カオデ]モ [アライヨ。]（顔でも洗いなさいよ。） [指示]

(23) ]イマ[ス]グ [イキヨ。]（今すぐ行きなさいよ。） [現場指示]

《勧め》：強い促しのニュアンスを帯び、《命令》と同じく聞き手への拘束力が多少強まる。

(24) [ツ]カレタヤロ。 オチャ[デ]モ ノ[ミヨ。]（疲れただろう。お茶でも飲みなさいよ。）

[指示]

## 8.終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

- 連用形＋ヨ＋**低接音調**

発話機能：《命令》《聞き手利益命令》《勧め》

いずれも「指示」で用いられ、《命令》《聞き手利益命令》は〔現場指示〕〔違反矯正〕としても用いる。

《命令》：聞き手に積極的に行為の実行を求めており「そうするべきだ」というニュアンスを帯びる。そのため拘束力は強くなる。

(25) [モ]ー **[ネー]ヨ**。(もう寝ろよ。) [指示]

(26) ]イマ [ス]グ **[イキ]ヨ**。(今すぐ行けよ。) [現場指示]

(27) [急いでいるのに買うものを悩んでいる友人に]ハヨ **[シー]ヨ**。(早くしろよ。) [違反矯正]

## 8.終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

- 連用形＋ヨ＋**低接音調**

《勧め》：その行為の実行を積極的に勧めるため拘束力が強くなる。その結果《聞き手利益命令》との区別が曖昧になる。

(28) [ツ]カレタヤロ。 オチャ[デ]モ **ノ[ミ]ヨ**。(疲れただろう。お茶でも飲めよ。) [指示]

## 8.終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

### ・連用形＋ヨ＋順接疑問上昇音調

機能：《命令》《聞き手利益命令》《勧め》

[指示]の場面での使用が可能で、《命令》《聞き手利益命令》では[確認的指示]としても用いる。

《命令》：聞き手の行為実行をするか否かを伺う発話となる。したがって聞き手に選択権が与えられるが、終助詞が後接しない場合と比べると、話し手の行為を望む態度は強くなる。

(29) [親が子に] [フ]ロニデモ ハイリヨ[一]。(風呂にでも入れよ。)[指示+反応伺い]

(30) ]キヨ[一]ノ シュクダイ [ワスレント ヤリヨ[一]。[確認的指示]

《勧め》：同様に聞き手の反応を伺う発話となる。

(31) [雨の中外にいる子に] [ヌレロ]ガ。ハヨ [コッチ]ハイリヨ[一]。  
(濡れるだろうが。早くこっちに入りなさい。)[指示+反応伺い]

## 8.終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

### ・連用形＋ヨ＋低接疑問上昇音調

機能：《命令》《聞き手利益命令》

「反応伺い」の側面を持つが、その内実は選択権のない「反応伺い」。すなわち、話し手は聞き手の反応を伺う態度を見せながらも、聞き手の選択肢は「実行する」しかない。

《命令》：聞き手はこの発話に対して「いいえ」の選択はできず、「はい」と回答するしかない。また、話し手は「聞き手が行為を実行しないかもしれない」という危惧する側面もある。

(32) ]キヨ[一]ノ シュクダイ [ワスレンウチニ ヤリヨ[一]。  
(今日の宿題、忘れないうちにやれよ。)[確認的指示]

## 8.終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

- 連用形＋ヨ＋**強調上昇音調**

機能：《命令》《聞き手利益命令》

〔現場指示〕として用いられ、今が行為の実行のタイミングであることを気付かせる。タイミングを指定しているため、拘束力は多少強くなる。

- (33) 〔勉強会でなかなか勉強を始めない友人に〕 ]イツマ[デ]モ シャベツト[ラ]ント  
[モ]ー **[ヤリ]ヨ**。(いつまでも喋ってないでもうやれ。) [現場指示]

## 8.終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

- 連用形＋ヨ＋**下降音調**

機能：《命令》

動詞活用形が長音化して下降したものに終助詞が付く音調は《命令》の機能を有し、「違反矯正」の場面で使用される。終助詞が後接しない場合と比べ、聞き手への行為実行の要求が強くなる。

- (34) 〔嫌がらせをやめない同級生に〕 ]エーカゲン[ニ **]ヤ[メ]ーヨ]ー**。  
(いい加減にやめろよ。) [違反矯正]

長音化せずに終助詞が後接して下降する音調の場合は、一般的な〔違反矯正〕ではなく、〔違反矯正〕の連続的な用法である「非難」の場面に限定して使用されることが多い。「非難」について高木（2009:110）は、「違反を矯正しようのない段階」における「行為が行われなかったことに対する話し手のマイナス評価」と説明している。

- (35) 〔連絡の遅れを責める〕 ]ソーユー[コ]トワ ]ハヨ **[ユイ]ヨ]ー**。  
(そういうことは早く言えよ。) [違反矯正（非難）]

## 8. 終助詞「ヨ」が後接した場合の文末音調

表5 終助詞が後接した場合の命令表現の音調と発話機能と使用場面の対応

音調	《命令》	《依頼》	《聞命》	《勧め》	使用場面
順接	○	×	○	○	[指示] [現場指示]
低接	○	×	○	○	[指示] [現場指示] [違反矯正]
順疑	○	×	○	○	[指示+反応伺い] [確認的指示]
低疑	○	×	○	×	[確認的指示]
強調	○	×	○	×	[現場指示]
下降	○	×	×	×	[違反矯正] [違反矯正(非難)]

[違反矯正]として用いられるのは低接音調と下降音調＝ピッチが下がる点で共通する。  
 [確認的指示]は疑問上昇音調で表される。また終助詞が後接しなければ表すことはできない。  
 強調上昇音調は[確認的指示]の場面でのみ現れる。

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 9. 検討すべき課題

- 以上、松山市方言における命令表現の文末音調について、連用形命令を中心に見てきたが、終助詞が後接した場合の音調の分類について再考の余地がある。
- 今回の文末音調の分類の基となるのは郡(1990)の分類。  
 大阪方言における文末詞「か」の音調について、順接、低接、疑問上昇、強調上昇、高接下降の5パターンを想定。順接、低接といった、終助詞の接続する高さ、上昇、下降のような文末の音調の変化を同じレベルで扱っている。

順接：[ネルカ(一)、]ミル[カ(一)]

低接：[ネル]カ(一)、]ミ[ル]カ(一)

疑問上昇：[ネルカ[一、]ミルカ[一

強調上昇：[ネル[カ、]ミル[カ

高接下降：[ネルカ]一、]ミル[カ]一

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」

## 9. 検討すべき課題

- しかし、郡（2015,2020など）では、「順接」「低接」を以下のように位置づけ、上昇・下降のような文末音調と異なるものと位置付けている。

順接：直前の語の最後と同じ高さで付いて、そこから上昇や下降などの変化が始まるような助詞の性質。

低接：直前の語が平板型の場合に、その最後よりも低い高さで付いて、そこから上昇や下降などの変化が始まるような助詞の性質。

（郡2015:62）

## 9. 検討すべき課題

- 本発表では、特に「低接」それぞれの音調で形式を超えて共通の特徴が見られることや、下降音調と使用場面が共通することから、文末音調として位置付けて分析を行った。
- 郡（2015,2020）のような立場もあるため、今一度終助詞が後接した場合の文末音調の分類、記述の枠組みについて検討したい。

## 参考引用文献

- 相川大知（2021）「山梨県西部方言の命令形について」『日本方言研究会第113回研究発表会発表原稿集』
- 秋山英治（2017）『愛媛県東中予方言のアクセントと共通語のアクセント—日本語史再建のために—』おうふう
- 郡史郎（1990）「大阪語の文末詞「か」の音調と機能：内政に基づく考察」『音声言語Ⅳ』
- 郡史郎（2015）「終助詞「ね」のイントネーション」『言語文化共同研究プロジェクト』2015
- 郡史郎（2020）『日本語のイントネーション—しくみと音読・朗読への応用』大修館書店
- 酒井雅史（2012）「兵庫県神戸市方言における命令表現」『阪大社会言語学研究ノート』10
- 酒井雅史（2013）「高知県四万十市西土佐大宮における行為指示表現」『阪大社会言語学研究ノート』11
- 高木千恵（2009）「命令表現」国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック3』
- 福居亜耶（2014）「京都府福知山市方言における命令表現」『阪大社会言語学研究ノート』12
- 牧野由紀子（2008）「大阪方言における命令形の使用範囲—セエ・シ・シテをめぐって—」『阪大社会言語学研究ノート』8
- 牧野由紀子（2009）「「大阪方言の命令形」に後接する終助詞ヤ・ナ」『阪大日本語研究』21
- 宮岡大（2022）「大洲市方言」2020-2024年度 科学研究費補助金 基盤研究(A)「『全国方言文法辞典』データベースの拡充による日本語時空間変異対照研究の多角的展開」（課題番号：20H00015・研究代表者：日高水穂）研究成果報告書『全国方言文法辞典資料集(7)活用体系(5)』
- 森勇太・平塚雄亮・中村光（2012）「若年層の命令形の使用範囲—栗東市方言・福岡市方言・湖西市方言の対照から—」『阪大社会言語学研究ノート』10
- 山岡政紀（2008）『発話機能論』くろしお出版

久保博雅 「命令表現における文末音調の記述：愛媛県松山市方言を事例に」